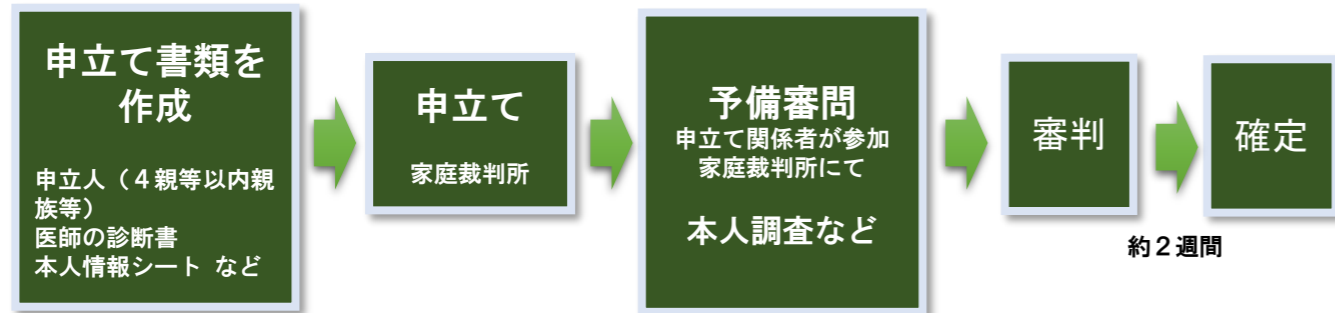


# 社会貢献と後見を担う 浜松成年後見センター

## 法定後見制度 対象者：すでに、理解・判断能力が低下している状態の方



※ 精神鑑定を行う場合もあります。

## 任意後見制度 対象者：理解・判断・契約能力のある方

公正証書(公証役場)で契約書を作成(例:委任事務契約および任意後見契約および死後事務契約などの組み合わせが可能)

- ① 認知能力はあるが、高齢や病気などの理由でやってもらいたい事がある…。  
⇒ 委任事務契約により支援活動を行います。
- ② 認知能力の低下が認められた時点で、医師の診断書に基づき家裁に『後見監督人』を選任してもらい、任意後見人として後見活動します。

※任意後見制度利用の場合は後見人と後見監督人の両方に報酬が発生します。

※任意後見制度には、保佐・補助の類型はありません。

## 委任事務契約 対象者：認知能力の低下が無い状態の方

利用者本人のニーズに合わせたオーダーメイドの契約です。例えば、入院時の保証人になってほしい、書類の手続きを手伝ってほしい、貴重品を預かってほしい等のピンポイントの契約でも可能です。家族的な支援が可能です。また、成年後見制度の代理権行使は生前だけなので、死後の手続き、葬儀埋葬等については、原則、委任事務契約で行います。

## 法人だからこそできる後見活動

- ① いざという時、複数で対応できる。
- ② 必要に応じて、法的、福祉的、複合的な支援ができる。
- ③ より客観的(複眼的)な判断ができる。
- ④ 財産管理の“透明性”を確保できる。
- ⑤ 利用者との相性などの課題をクリアできる。(担当者の交代等が可能です)

## 専門職集団である「浜松成年後見センター」ができること

- ① 成年後見制度やその周辺領域の様々な相談を受け、その方に適した支援方法を一緒に考え、必要な手配や機関につなぎます。(知識、ネットワーク、連携、協働)
- ② 後見制度の利用について、詳細な説明やサポートを行います。(専門的知識)
- ③ 当センターからの依頼で、協力司法書士や弁護士による「申立代行」も可能です。(有料です。)
- ④ 当センターを後見人等に希望される場合、センターを『後見人等候補者』として申し立て、家庭裁判所に選任されることによって後見人等に就任することができます。(後見業務の報酬は家庭裁判所が決定します。なお、条件により浜松市の報酬助成制度が利用できます。)
- ⑤ 一人ひとり事情が違う“必要な支援”について、公的サービスでは対応できない部分を「委任事務契約」により可能にしていくことができます。例えば、身寄りのない場合の入院時の対応や、お亡くなりになった後の様々な手続きなどの支援等を行います。(報酬はセンター規定に定めます。)
- ⑥ 将来、後見人が必要になった時のために、当センターを後見人に希望される場合、公正証書で「任意後見契約」を行います。併せて、いつでも必要に応じて支援できる「委任事務契約」を同時に結ぶことも可能です。死後事務契約も同様です。(報酬はセンター規定に定めます。)
- ⑦ 「ワンにゃんチュン基金」で広く募金を受け付け、保護活動を支援するとともに、高齢者の施設入所等で離ればなれになる家族同様のペット達の今後の生活についても一緒に考えていきます。(当センターホームページをご覧ください。)



<http://www.guardian-center.com/>